二　電波器材等及び電波器材等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
三　電波器材等及び電波器材等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
四　電波器材等及び電波器材等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
五　電波器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
六　電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
七　電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
八　電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
九　電波器材等及び電波器材等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
十　電波器材等の試作品の検査の実施に関すること。
十一　電波器材等の調達品の品質試験に関すること。

（艦船調達官の職務）

第二百八条　艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。
二　船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
三　船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
四　船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
五　船舶等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
六　船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
七　船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
八　船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
九　船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
十　船舶等の試作品の検査の実施に関すること。
十一　船舶等の調達品の品質試験に関すること。

（通信電気調達官の職務）

第二百九条　通信電気調達官は、次に掲げる事務（需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「通信器材等」という。）並びに通信器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。
二　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
三　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。
四　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。
五　通信器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
六　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
七　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
八　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
九　通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
十　通信器材等の試作品の検査の実施に関すること。
十一　通信器材等の調達品の品質試験に関すること。

（航空機調達官の職務）

第二百十条　航空機調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）並びに航空機等に関する役務に関する業態調査に関すること。
二　航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
三　航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
四　航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
五　航空機等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
六　航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
七　航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
八　航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
九　航空機等及び航空機等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
十　航空機等の試作品の検査の実施に関すること。
十一　航空機等の調達品の品質試験に関すること。

（輸入調達官の職務）

第二百十一条　輸入調達官は、装備品等及び役務の外国からの調達（相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものにあつては、有償で供与を受けるもの（以下この条において「有償援助調達」という。）に限る。）並びに装備品等の輸入に伴う役務（同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものを除く。）の調達に関する次に掲げる事務（有償援助調達にあつては、第一号から第四号まで、第七号及び第十号に掲げるものに限る。）をつかさどる。

一　業態調査に関すること。
二　契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
三　契約の履行の促進に関すること。
四　契約に伴う証明に関すること。
五　仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
六　仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
七　予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
八　連絡調整に関すること。
九　地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
十　検査の実施に関すること。
十一　品質試験に関すること。